

議案第67号

二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年12月4日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の制定により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

二宮町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年二宮町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

<p>1 傷病補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）</p>	<p>0.73</p>
<p>2 傷病補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.81）</p>
<p>3 障害補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るも</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.73</p>

のを除く。)		
4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.81)
5 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。)	0.80
	及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)	
	附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。)	
6 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制	0.88

	度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	
2 傷病補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.91（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90）
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91）
3 障害補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.83
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
4 障害補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.89（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88）

	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91）
5 遺族補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 遺族厚生年金等	0.84
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
6 遺族補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 遺族厚生年金等	0.89
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92

附則第5条第3項中「当該損害補償の事由」を「当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡」に、「年金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75

	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
2 傷病補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92）
3 障害補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81、

		第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92)
5 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金 (第18条の2に	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87

規定する公務上の災害に係るものに限る。)	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第5条第4項中「当該損害補償の事由」を「当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

附則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の二宮町消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償

については、なお従前の例による。

二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後		改正前		
<p>附 則</p> <p>第1条～第4条の2（略）</p> <p>（他の法律による給付との調整）</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>		<p>附 則</p> <p>第1条～第4条の2（略）</p> <p>（他の法律による給付との調整）</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>		
1	<p>傷病補償年金（第18条の2）</p> <p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の公務上の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若ししくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定を除く。）による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）</p>	0.73	<p>傷病補償年金</p> <p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。）</p>	0.73
2	<p>傷病補償</p> <p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	0.82（第		

改正後			改正前		
償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)		1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81)			
3 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金	0.73
4 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81)			
5 遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24	0.80	遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び	0.80

改正後			改正前		
償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）		金	国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。以下同じ。）	
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87			
<p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50</p>			<p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数がある</p>		

改正後			改正前		
円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。			ときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。		
1 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等 2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.86 0.88	傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金 国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。)の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.86 0.88
2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.91(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.90)			

改正後			改正前		
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.91)			
3 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.83	障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.83
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88		国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
4 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.89 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.88)			
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった	0.92 (第			

改正後				改正前			
		障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.91)				
5	遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 遺族厚生年金等	0.84	遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84	
		2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金(以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.88		国民年金法の規定による遺族基礎年金(当該損害補償の事由となった死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88	
6	遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るもの	1 遺族厚生年金等	0.89				
		2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.92				

改正後

改正前

に限る。)

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るもの）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。）	0.89

改正後				改正前			
2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.82)					
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.82)					
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.92)					

改正後				改正前			
3	障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1	旧船員保険法による障害年金	0.74	障害補償年金	旧船員保険法の規定による障害年金	0.74
		2	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74		旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.74
		3	旧国民年金法による障害年金	0.89		旧国民年金法の規定による障害年金	0.89
4	障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1	旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.82）			

改正後			改正前		
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.82)			
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92)			
5	遺族補償 1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定	0.80	遺族補償年	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する	0.80

改正後				改正前				
償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	する年金たる保険給付のうち遺族年金			金	年金たる給付に該当する遺族年金			
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80			国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80		
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90			国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90		
6 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87						
4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87		4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給する。				
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93			(1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金			
					(2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金			
5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合に				5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、第1項又は第2項に規定する場合に応じ、それぞれ第2項又は第2項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される				

改正後

改正前

つては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の二が支給される場合にあっては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

旧船員保険法の規定による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.75
旧国民年金法の規定による障害年金	0.89

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

7 (略)

7 (略)